

和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等経理事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、試験場等に所属する研究員（以下「研究員」という。）が、交付を受けた科学研究費補助金及びその他の競争的資金等の公募型の研究資金（直接経費及び間接経費。以下「補助金」という。）について、補助金を受けようとする研究員が所属する試験場等の副場長又は副所長（以下「副場所長」という。）が行う事務について定める。

(定義)

第2条 この規程において「試験場等」とは、農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場及び水産試験場をいう。

(事務)

第3条 副場所長は、研究員に代わり、交付を受けた補助金を管理するものとする。

第4条 副場所長は、研究員に代わり、補助金に係る諸手続を別に定める和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等経理事務取扱要領により行うものとする。

第5条 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)に基づいて補助金の交付を受けた場合は、副場所長は、補助金の交付を受けた研究員が直接経費により購入した設備又は備品若しくは図書(以下「設備等」という。)について、当該研究員からの寄附を受け入れるものとし、研究員が交付を受けた間接経費について、当該研究員からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うものとする。

附 則

この規程は、平成21年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月29日から施行する。